

■平成28年度「第3次男女共同参画行動計画」に関する推進状況(実績)

参考資料 1

基本目標 I 男女共同参画意識が定着した社会の実現

施策の方向1 性別による固定的な役割分担や慣行の見直し

・「達成状況」については、目標値に対し、9割以上達成は「◎」、7割以上9割未満は「○」、7割未満は「△」、未実施は「-」で表す。

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	目標・実績					達成状況	特記事項 課題と今後の対応		
							活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度			27年度	28年度
1	●	男女共同参画意識の醸成	継続	①男女共同参画推進講座等の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	・講座等の実施回数 ・受講者数	・20回 ・計800人	・20回 ・計800人	・33回 ・計1,921人	・35回 ・計1,892人	・30回 ・計2,865人	・30回 ・計2,670人	◎	目標を大きく上回る参加は得られたが、女性や子育て世代の男性だけでなく、シニア男性も含め、より幅広い市民に関心をもってもらえるテーマを設定していく。
			継続	②啓発コンクールの実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成に資する作品(標語、4コマまんが等)を募集し、コンクールを開催する。また、優秀作品を各種広報に活用することにより、市民の理解と積極的な取組を促進する。	男女共同参画課	・応募作品数(標語) ・応募作品数(4コマまんが)	・1,000点 ・100点	・1,000点 ・50点	・2,274点 ・59点	・2,678点 ・92点	・3,378点 ・74点	-	-	平成28年度からフェイスブックを開設し、各種実施した講座内容を取り上げるなど、時代に合った効果的な啓発を行っていくこととしたことから、事業を終了した。
2		男女共同参画についての広報・啓発活動	継続	①広報紙(特集号)による情報発信	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、多くの市民の目に触れる媒体を活用し、重点的・集中的に情報発信する。	男女共同参画課	・掲載回数	・年4回	・年4回	・年4回	・年4回	・年4回	・年4回	◎	広報紙は広く市民に周知できる有効な広報媒体であることから、引き続き、啓発推進月間等を活用して情報を発信していく。
			継続	②男女共同参画推進週間・月間を活用した広報・啓発	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、平成28年10月に開催した「日本女性会議'96うつのみや」を記念して、その月を推進月間とし、男女共同参画に関する主体的な取組を重点的・集中的に実施する。(パネル展等のイベント、広報活動、その他、期間中に実施する事業)	男女共同参画課	・啓発事業の実施回数	・7回	・7回	・7回	・8回	・8回	・8回	◎	推進月間等の広報啓発については、より多くの市民の目や耳に止まるよう広報紙やフェイスブック、ラジオ等の媒体を積極的に活用するとともに、主催以外のイベント等の機会も有効活用していく。
			拡充	③子ども向け啓発パンフレット「かがやき」の作成・配布	基本的な人間性や社会性を身に着ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向け啓発パンフレットを作成する。	男女共同参画課	・作成部数	・5,500部	・5,500部	・5,500部	・5,500部	・5,500部	・5,500部	◎	全小学校での「かがやき」の活用を目指し、作成から数年が経過していることから、内容の一部見直しも検討のうえ、教職員に対し、利用についての理解を深める啓発を行っていく。
			拡充	④情報誌「ばーとなーしゅぷ」の発行	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、広く市民に周知する。	男女共同参画課	・発行部数	・1,000部	・800部	・10,000部	・10,000部	・10,000部	・10,000部	◎	本市の課題を捉えたテーマ設定やテーマに合わせた効果的な配布先など戦略的に発信していく。
3		職員(市職員、教職員、保育士等)への意識啓発	継続	①男女共同参画ニュースの発行	市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課	・発行回数	・年3回	・年3回	・年3回	・年3回	・年3回	・年3回	◎	市職員に対し、男女共同参画意識を高める必要があることから、社会の動きや本市の現状などとともに身近な話題を提供し、興味を持ってもらえる記事を掲載していく。
			継続	②男女共同参画刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内ランで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課	・市職員向け周知回数	・年2回	・年2回	・年2回	・年2回	・年2回	・年2回	◎	各課が、ポスター・チラシ・文章を作成する際に、男女共同参画の視点に配慮した表現となるよう、引き続き職員に対し周知啓発を行う。	
			継続	③人権研修、セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象に人権研修及びセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施する。	人事課 (男女共同参画課)	・実施回数	・各1回	・各1回	・各1回	・各1回	・各1回	◎	社会の動向を踏まえた新たな人権問題なども含め、あらゆる機会を捉えて、関係課と連携を図りながら、市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図っていく。	
			継続	④人権教育研修会の実施	本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、男女平等など人権を尊重する教育の考え方や方法を学ぶ研修会を実施する。	学校教育課	・開催回数 ・参加人数	・2回 ・計186人	・2回 ・計186人	・2回 ・計186人	・2回 ・計186人	・2回 ・計186人	◎	本市小・中学校教職員における男女平等などの人権意識の一層の醸成を図るため、引き続き研修会を実施する。特に、LGBTIに関わる人権問題など新たな人権課題に対応した研修会となるよう内容を検討する。	
			継続	⑤男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	男女共同参画課 (保育課)	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計								

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	目標・実績						達成状況	特記事項 課題と今後の対応		
							活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度			28年度	
4		男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	継続	①親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実	子どもの健やかな成長のために、保護者にとってほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課	・発行回数	・2回	・2回	・2回	・2回	・2回	・2回	◎	親学の更なる充実を図るため、「自己肯定感の育成」を基本理念とし、「たくましさの涵養」につながる講座等の充実を努め、全ての親学出前講座において伝達していく。また、草の根的な親学を推進するため、家庭教育支援者と連携して行う講座の充実や企業等の研修会における親学出前講座の実施、つつのみや親学と子どもの情報誌の発行、著名な専門家を講師とした講演会(親学スペシャル)の開催などに取り組む。	
			継続	②親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課	・開催回数 ・参加者数	・110件 ・4,200人	・102件 ・4,167人 (H23実績)	・128件 ・5,992人	・124件 ・7,145人	・145件 ・7,150人	・145件 ・6,331人	◎		
			継続	③ふれあいのある家庭づくり事業の実施	家庭における家族の絆づくりを推進するため、また、ふれあいのある家庭づくりの大切さを広く啓発するため、「家庭の日」の推進や「ふれあいのある家庭づくり」作品コンクール等を実施し、家庭や地域、学校、企業など社会一体となった、全市民的な取り組みとなるよう市民の意識醸成を図る。	子ども未来課	・「家庭の日」周知率	・100%	・80.2%	・71.8%	・61.5%	・61.1%	・60.0%	△		作品コンクール全体に占める高校生以上の応募者の割合が少ないことから、高校生以上をメインターゲットとした「動画部門」の充実を図るなど、作品の募集方法や応募作品の効果的な活用等を検討して、作品コンクールをととした、「家庭の日」の周知を行っていく。
5		男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	拡充	①小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に付ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生～大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。(小70校、中31校、高16校、大学5校)	男女共同参画課	・講座実施校数 ・講座内容を理解できた受講者の割合	・30校 ・80%以上 (5カ年)	・1校 ・—	・0校	・15校 ・98%	・16校 ・97%	・19校 ・96%	◎	より多くの学校で出前講座を実施できるよう、人権担当教諭研修会での説明など、あらゆる機会を捉えて周知・啓発していく。	
			継続	②小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切に考える方についても指導する。	学校教育課	・職場見学や体験等の実施校数	・93校	・93校	・93校	・93校	・93校	・93校	◎	本市小・中学生の、望ましい職業観やキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるとともに、一人一人の個性や能力、興味等を大切にしようとする考え方を身に付けさせるため、キャリア教育を全小・中学校で実施していく。	
			新規	③専門分野における男女の活躍領域拡大促進講座の実施	さまざまな専門分野において、男女がともに活躍できる場や機会を広げるため、専門分野への興味や関心を高めるきっかけとなる講座を実施する。	男女共同参画課	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計									
			継続	④人権教育研修会の実施			I-1-3-④ 再掲									
			継続	⑤性教育サポート事業の実施	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回度実施する。	学校健康課	・実施校数	・全中学25校	・全中学25校	・全中学25校	・全中学25校	・全中学25校	・全中学25校	・全中学25校	◎	親学の視点から保護者にも広く周知して参加を呼びかけ、親子で性について考えられるきっかけとさせたい。
			継続	⑥エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課	・実施回数 ・対象人数	・100回 ・10,000人	・69回 ・10,000人	・105回 ・10,023人	・96回 ・9,160人	・105回 ・10,080人	・105回 ・10,202人	◎	次世代を担う若い世代に対し、エイズ・性感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発や、中高大学生等を対象とした出前講座の充実に向けて、学校等と連携しながら実施していく。	
			継続	⑦性といのちの健康教育出前講座の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるために、小・中・高校生を対象とした保健師等による性といのちの出前講座(健康教育)を実施する。	子ども家庭課	・実施校数 ・参加人数	・35校 ・4,000人	・30校 ・3,800人	・43校 ・4,573人	・45校 ・4,011人	・45校 ・4,070人	・44校 ・4,246人	◎	学校や教育委員会、関係課との連携強化が必要である。学校等と連携を図り、より効果的な手法・内容を検討しながら事業を展開していく。	
6		男女共同参画の視点に立った地域教育の推進	新規	①生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。	生涯学習課	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計									
			継続	②男女共同参画推進講座等の実施			I-1-1-① 再掲									

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画社会の実現
 施策の方向3 男女がともに活躍できる分野の拡大

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	目標・実績						達成状況	特記事項 課題と今後の対応		
							活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度			28年度	
7	●	まちづくりに おける男女 共同参画の 推進	拡充	①防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	防災活動や災害発生時において、男女双方の視点に配慮した避難所の運営や安全を確保するため、「宇都宮市地域防災計画」を見直すとともに、防災に関する出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課	・出前講座等の開催回数 ・出前講座等の参加人数	・12回 ・840人	・5回 ・485人 ※22年度	・11回 ・875人	・8回 ・770人	・13回 ・576人	・33回 ・1,110人	◎	開催回数、参加人数は目標を上回った。今後は、地域の特性に応じた参加者のニーズを踏まえ、消防、自衛隊、警察の職員と連携し、HPや広報紙などを通して、出前講座の内容の充実化を図っていく。 また、今後も、男女双方の視点から、防災意識の高揚に努める必要がある。	
			継続	②活躍している女性の情報発信	女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。	男女共同参画課	・発行部数 ・配布部数	・1,000部 ・1,000部	・1,000部 ・1,000部	・5,000部 ・5,000部	・10,000部 ・10,000部	・10,000部 ・10,000部	・5,000部 ・5,000部	◎	地域で活躍する女性や他市の地域における女性リーダー等の取組などを情報誌「ばーとなーしゅぶ」を効果的に活用して情報発信を行っていく。	
			継続	③地域活動における男女共同参画の促進	地域活動・まちづくり活動を更に活性化するためには、男女が互いの個性や能力を十分に発揮し、協力し合いながら地域行事や地域課題の解決に取り組む必要があることから、男女双方の視点やニーズに配慮した地域活動等の重要性について広報紙等により啓発する。	男女共同参画課 みんなでまちづくり課	・広報紙等による啓発回数	・2回	・0回	・0回	・1回	・年2回	・年1回	△	広報紙や情報誌「ばーとなーしゅぶ」の活用はもとより、平常時から男女共同参画について地域で考えることのできる仕組みなどを検討していく。	
8		就労の場における男女共同参画の推進	継続	①女性のための再就職支援セミナー	出産、育児、介護等により就業を中断し、その後、再就職を希望する女性に必要なスキルや情報を習得する場を提供するため、セミナー等を実施する。	男女共同参画課	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計									
			継続	②女性向け就職情報の提供	女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	男女共同参画課	・情報提供回数 ・就労者数	・12回 ・10人	・12回 ・-	・7回 ・-	・48回 ・-	・48回 ・-	・48回 ・-	◎	就職情報の提供や相談会の開催に関する更なる周知が必要であることから、フェイスブックを活用した周知を行うなど、更なる啓発を行っていく。	
			継続	③女性のための就職相談会	社会のあらゆる分野で女性が能力を発揮し、活躍できるよう、女性のさまざまなチャレンジを支援するために、就職を目指す女性のための就職相談会を実施する。	男女共同参画課	・相談件数 ・就労者数	・20件 ・10人	・12件 ・-	・11件 ・-	・12件 ・-	・13件 ・4人(ハローワークに登録した10人のうち就職に繋がった人数)	・13件 ・2人(ハローワークに登録した8人のうち就職に繋がった人数)	△		
			継続	④宇都宮ベンチャーズによる女性の起業支援	新規事業や企業の新事業への進出を促し、多様な分野の企業業績による本市経済の発展を図るため、起業家育成の効果的な支援体制として「宇都宮ベンチャーズ」を運営し、その実施事業の一つとして、女性起業家を含めた育成支援を行い、ビジネスプランコンテストへの参加を促す。	産業政策課	・コンテスト応募件数 ・うち女性の応募件数	・30件 ・15件	・15件 ・3件	・22件 ・9件	・12件 ・6件	-	-	-	-	女性の起業支援の更なる充実を図るため、H26年度から栃木県が実施しているビジネスプランコンテスト(本市はH26年度で終了)をはじめとした各種ビジネスプランコンテストへの参加のみならず、起業家養成講座や起業家発掘事業などへの女性の参加を誘導し、女性起業家の創出に努めていく。
			継続	⑤家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局	・各戸訪問 ・協定件数	・30戸 ・406件	・30戸 ・351件	・19戸 ・380件	・28戸 ・389件	・26戸 ・402件	・19戸 ・411件	◎	家庭内の役割を明確にし、後継者や女性の就業・生活条件が改善されるよう、関係機関と連携を図り、協定の見直しも含め締結数を増やしていく。	

施策の方向4 意思決定の場における男女共同参画の推進

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	目標・実績						達成状況	特記事項 課題と今後の対応	
							活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度			28年度
9	●	意思決定の場への女性登用の促進	拡充	①審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	行政経営課 男女共同参画課	・推進センターにおける公募委員募集情報の提供回数	・年12回	・年0回	・年9回	・年8回	・年6回	・年4回	△	平成28年度は、推進センターの一時移転のため、市民への公募委員募集情報の提供回数が減少した。審議会等の女性登用に向けては、庁内各課への働きかけや、担当課から依頼団体への女性登用の働きかけを行うよう周知を行っていく。
			新規	②企業や地域における管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	企業や地域における管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料(パンフレット等)を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課	・配布部数 ・民間企業で管理職等(係長相当職以上、役員含む)に1人以上女性を登用している事業所の割合 ・市管理職における女性職員の割合	・年6,000部 ・40.0% ・計画期間内に増加	・年0部 ・33.3% ・6.0% (H24.4.1現在)	・年0部 ・— ・6.7% (H25.4.1現在)	・10,000部 ・— ・7.2% (H26.4.1現在)	・10,000部 ・28.2% (課長相当職以上、役員を含む) ・8.8% (H27.4.1)	・5,000部 ・— ・10.8% (H28.4.1)	◎	紙媒体に代わるより効率的・効果的な情報提供手段としてSNSも活用している。 今後とも意思決定の場への女性の参画促進に向け、関係機関と連携しながら周知・啓発に努める。
			拡充	③女性のためのリーダー養成講座の実施	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、各分野で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。	男女共同参画課	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計								
10		男女共同参画推進団体等との連携による推進	新規	①団体登録制度の導入	男女共同参画推進センターを活動拠点とする団体が、互いにネットワークを深め、高めあうとともに、男女共同参画推進に向けた積極的な団体活動を支援するため、団体登録制度を新たに導入する。	男女共同参画課	・登録団体数	・累計30団体	・0団体	・0団体	・6団体	・6団体	・7団体	△	登録団体数の増加を目指し、地域の活動団体等に対しても、男女共同参画の視点で活動する団体としての働きかけを行い、制度の見直しを検討していく。
			新規	②登録団体との連携事業の開催	男女共同参画推進団体として活動する団体の日頃の成果を発表する場として、イベントを開催し、広く市民に男女共同参画についての理解促進を図る。	男女共同参画課	イベントの参加者数	・1,000人	・800人	・600人	・658人	・1,112人	・1,370人	◎	登録団体の活動の場として各イベント等への参加依頼を行っていく。引き続き、より多くの機会に団体に参加・協力してもらえるよう工夫・検討していく。
			新規	③協働型啓発講座の実施	市民のニーズや興味・関心の高い講演テーマを設定し、より効果的に男女共同参画意識の醸成を図るため、男女共同参画推進団体との協働により、講座を企画・運営する。	男女共同参画課	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計								
			新規	④活躍する場や機会の提供	男女共同参画推進団体として活動する団体等に、講座の講師など、活躍の場や機会を提供し、団体活動を支援する。	男女共同参画課	・団体数 ・審議会等に参画した女性人数	・30団体 ・400人	・11団体 ・370人	・15団体 ・357人	・23団体 ・348人	・25団体 ・328人	・15団体 ・346人	△	平成29年度より、団体が主体的に講座を企画し実施する「市民企画型講座」を新たに展開し、団体の自立的な活躍の場の提供を行い、活動の中からリーダー育成に繋がられるよう支援していく。

施策の方向5 仕事と生活が充実し好循環(ワーク・ライフ・バランス)を生み出す環境づくり

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	目標・実績						達成状況	特記事項 課題と今後の対応	
							活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度			28年度
11	●	企業における働きやすい職場環境づくりの促進	拡充	①WLB実践ガイドブックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。	男女共同参画課 (商工振興課)	・配布部数	・2,400部	・2,000部	・2,370部	・2,315部	・2,584部	・2,100部	○	事業者、勤労者双方に対し、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性について理解を深めてもらうため、国の動きや企業ニーズを踏まえ、ガイドブックの内容の充実を図る。
			拡充	②企業啓発出張セミナーの実施	WLBに取り組む意義や効果を広く企業に周知し、その取組を促進するため、企業や団体からの要請に応じて出向き、企業経営者や総務・人事担当者等を対象にしたセミナーを実施する。	男女共同参画課	・開催回数 ・参加人数	・3回 ・計60人	・2回 ・計40人	・2回 ・計51人	・3回 ・計65人	・3回 ・計85人	・12回 ・計137人	◎	平成28年度は、経営者・管理者向け・勤労者向け・女性社員向けセミナーを開催した。より多くの企業に啓発していくため、経済団体等との連携によりニーズにあった実施手法を検討していく。
			継続	③WLB推進のための意見交換会の実施	本市におけるWLB推進施策を効果的に取り組むとともに、関係機関等との連携を図るため、市内事業所や市民への啓発手法についての意見交換や、WLBに関する情報交換などを行う会議を実施する。	男女共同参画課 (商工振興課・子ども未来課)	・開催回数 ・新提案の事業への反映	・1回 ・2事業 (5か年で)	・1回 ・1事業	・1回 ・0事業	・1回 ・0事業	・1回 ・1事業	—	—	「しごと」の分野から地方創生に貢献することを目的とする類似組織として、H27年度に「とちぎ公労使会議」や「栃木労働局働き方改革推進本部」が設置されたため、H28年度は未開催。これら組織の活動状況を把握しながら、意見交換会の在り方の見直しを検討していく。
			継続	④男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課 (商工振興課・子ども未来課)	・表彰事業者数 ・表彰事業者のPR数	・2社 ・5回	・2社 ・5回	・4社 ・5回	・2社 ・5回	・6社 ・5回	・2社 ・5回	◎	平成29年度から県において、新たな企業認証制度を立ち上げたことから、本市の顕彰制度の在り方について再考する必要がある。
			継続	⑤労働環境啓発冊子の作成・配布	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。 ア 事業所向け冊子「事業所便利帳」 イ 勤労者向け冊子「働くあなたのサポートガイド」	商工振興課	・「事業所便利帳」及び「働くあなたのサポートガイド」の配布部数	・各2,400冊	・各2,000冊	・各2,201冊	・各2,500冊	・各2,500冊	・各2,500冊	◎	市内企業及び勤労者に対し、雇用・労働に関する各種制度や事業等をより効果的・効率的に周知啓発できるよう、引き続き、掲載内容や配布方法等について見直しを図っていく。
			継続	⑥「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証事業の一つにWLBを設定)を認証する。	商工振興課	・CSRフォーラム開催回数 ・担当者研修会の開催回数	・1回 ・1回	・1回 ・1回	・1回 ・1回	・1回 ・1回	・1回 ・1回	・1回 ・1回	◎	CSRに関するセミナーなどを開催することで、CSR活動の普及啓発を進め、市民・企業の理解を深め、意識の向上を図る。
12		勤労者等への意識啓発・理解の促進	新規	①勤労者向けWLB啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。	男女共同参画課	I-1-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計								
			継続	②結婚活動支援事業	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚活動支援事業を実施する。 ・結婚観の醸成につながる意識啓発事業(リーフレット) ・結婚活動に役立つ自己啓発事業(セミナー等) ・結婚活動を支援する情報提供	男女共同参画課	・リーフレット発行部数 ・セミナー実施回数	・5,000部 ・2回	・5,000部 ・2回	・5,000部 ・2回	・5,000部 ・2回	・5,000部 ・6回	・5,000部 ・9回	◎	ニーズに見合った事業展開ができるよう、「とちぎ未来クラブ」や「とちぎ結婚支援センター」と連携し、事業内容の充実に努めるとともに、引き続き若年層への啓発を実施していく。

番号	重点 施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	目標・実績					達成 状況	特記事項 課題と今後の対応		
							活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度			27年度	28年度
13	●	仕事と子育ての両立支援	継続	①一時預かり事業(保育所型)の実施	家庭において保育を受けることが一時的(月64時間以内)に困難となった乳幼児を預かるため、保育所における一時預かり事業を実施する。	保育課	・実施園数	・13園 ※目標年度:26年度	・9園	・12園	・16園	・26園	・26園	◎	「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の見直しの年であるためニーズ調査を実施し、地域バランスや需給状況等の把握に努める。また、調査結果を見極めた上で、必要に応じて適切なサービスの提供を検討していく。
			拡充	②保育所、認定こども園の整備促進	待機児童の解消と新たな保育制度を見据えた保育需要に対応するため、既存保育所の改築や公立保育所の民営化にあわせて定員増を促進するとともに、幼稚園における低年齢児からの受入を可能とするため、保育所機能を併せ持った認定こども園(幼保連携型)の設置を促進し、保育需要に応じた保育サービス量を拡大する。	保育課	・入所児童数(10月1日現在)	・8,920人	・7,979人	・8,449人	・8,845人	・9,422人	・9,796人	◎	「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に教育・保育の供給体制を確保していくとともに、国の基本指針や「見直しの考え方」に基づき、計画の見直しに向け、最新の保育需要の把握などに努めていく。
			継続	③延長保育事業の実施	保護者の就労形態が多様化しているなか、保育所の通常開所時間を超えて保育が必要となる乳幼児の処遇を確保するため、保育所における延長保育事業を実施する。	保育課	・実施園数	・全園 ※目標年度:26年度	・74/75園	・77/78園	・81/82園	・89/104園	・101/121園	○	「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の見直しの年であるためニーズ調査を実施し、地域バランスや需給状況等の把握に努める。また、調査結果を見極めた上で、必要に応じて適切なサービスの提供を検討していく。
			継続	④病児・病後児保育事業の実施	乳幼児が病気が及び病気の回復期にあり、集団保育が困難となる乳幼児の処遇を確保するため、病児・病後児保育事業を実施する。	保育課	・実施施設数	・5園 ※目標年度:26年度	・4園	・4園	・4園	・4園	・6園	◎	「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の見直しの年であるためニーズ調査を実施し、地域バランスや需給状況等の把握に努める。また、調査結果を見極めた上で、必要に応じて適切なサービスの提供を推進していく。
			継続	⑤休日保育事業の実施	保護者の就労形態が多様化しているなか、日曜日・祝日等に保育が必要となる乳幼児の処遇を確保するため、保育所における休日保育事業を実施する。	保育課	・実施園数	・2園以上	・1園	・1園	・1園	・2園	・2園	◎	「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の見直しの年であるためニーズ調査を実施し、地域バランスや需給状況等の把握に努める。また、調査結果を見極めた上で、必要に応じて適切なサービスの提供を検討していく。
			継続	⑥ファミリーサポートセンター事業の実施	一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども未来課	・活動件数	・14,500件	・8,760件 (H23実績)	・10,203件	・9,167件	・8,652件	・9,667件	△	依頼会員に対するサービス提供が確実に進むよう、協力会員の会員数を増加させるため、広く事業の周知を行うとともに、サービスの質の向上に向けた研修会を実施する。
			拡充	⑦宮っ子ステーション事業の充実	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課	・延べ地域活動者数	・37,438人	・14,716人 (H23実績)	・23,216人	23,170人	23,960人	・23,739人	△	子どもたちの体験活動などの充実を図り、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを推進するため、全ての小学校区での早期実施を図る必要がある。そのため、今後、未実施校区に対して、校区ごとの実情に応じた立上げのための支援を強化し、実施校区の拡大を図る。
14	●	仕事と介護の両立支援	継続	①介護保険事業の着実な実施	高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	高齢福祉課	・介護保険の手引き作成部数	・13,000部/年 ※目標年度平成26年度	・11,500部/年	・10,000部/年	・11,000部/年	12,000部/年	13,000部/年	◎	支援を必要とする高齢者等がサービスを利用できるよう、「介護保険制度」や「介護予防・日常生活支援総合事業」の周知を図る必要があることから、「介護保険の手引き」による情報提供に取り組むほか、出前講座等も活用しながら、介護保険制度の周知を図る。
			新規	②仕事と介護の両立に向けた意識啓発講座等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向け、「仕事と介護の両立」をテーマに、その実現に向けた工夫や介護保険制度の周知等を行う講座等を実施する。	男女共同参画課(高齢福祉課)	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計								
15	●	男性の家庭参画の促進	継続	①ママパパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師・栄養士などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課	・実施回数 ・受講者数	・66回 ・3,320人	・66回 ・2,500人	・65回 ・2,575人	・66回 ・2,816人	・66回 ・2,702人	・66回 ・2,626人	◎	夫婦での参加を可能にするため、土日開催の日程を確保し、夫婦で協力して出産を迎え子育てできるようなプログラムを継続して提供する。
			継続	②男性の家庭参画促進講座等の実施	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親を対象に、父子で参加できる講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計								

基本目標Ⅲ 男女が互いに人権を尊重し大切に作る社会の実現
 施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	目標・実績					達成状況	特記事項 課題と今後の対応					
							活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度			27年度	28年度			
16	●	配偶者や恋人からの暴力対策の推進	拡充	①DVの未然防止対策の推進	社会全体にDVについての理解を深めるため、民生委員・児童委員、医療機関等への啓発を実施するなど、市民協働により、広く市民への啓発に取り組む。	男女共同参画課	・民生委員・児童委員等への啓発回数	・年4回 (累計20回) (30年度)	—		・3回	・5回	・5回	◎	地域住民の相談や情報が入りやすい立場にある民生委員・児童委員、自治会、まちづくり協議会へのDV防止啓発や窓口周知を行うことにより、早期の相談につなげる。			
					学校等との連携を強化し、より多くの学校等で生徒や保護者等にデートDV防止出前講座などを実施する。	男女共同参画課	・中学校等における出前講座の実施回数	・年5回 (累計25回) (30年度)	・4回		・10回	・15回	・12回	◎	デートDV防止には、若年層からの啓発が重要であることから、特に、中学生への啓発に重点をおき、教職員研修内で出前講座の紹介も行うなど教職員への理解を深めながら、実施校の更なる拡大を図っていく。			
			継続	②相談体制の充実	広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼付など、様々な機会や手段を活用した広報活動を行う。医療機関や公共施設のほか、被害者のより身近なところでの効果的な周知場所を検討し、広報活動を行う。	男女共同参画課	・新たに設置した周知箇所数(医療機関を除く民間施設)	・累計10箇所 (30年度)	・0箇所			・5箇所	・2箇所	・4箇所	◎	相談窓口について、より多くの市民に周知していくため、スーパー等の商業施設においてステッカーの配布を依頼するとともに、効果的な周知方法について検討する。		
					個々の相談事案に応じて、適切な対応がとれるよう、相談員の専門性の向上に向けた研修を充実する。被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施する。相談内容等に応じて、各種行政手続や自立支援事業の内容などについて教示するとともに、関係部署と情報を共有し、連携を図りながら、相談支援を行う。とちぎ男女共同参画センターや民間支援団体、市町及び警察等との一層の連携強化を図り、被害者の状況に応じた相談支援を行う。法律に基づく専門的相談が必要とされる場合は、弁護士や民間支援団体との連携により、相談支援を行う。男性を対象とした相談窓口の設置など、市民のニーズに対応した相談体制について検討する。	男女共同参画課	・市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	・680件 (30年度)	・606件		・865件	・837件	・684件	◎	相談件数は減少しているが、相談内容が多様化・複雑化していることから、適切に迅速な対応ができるよう、相談員の資質の一層の向上を図るとともに、関係機関との連携をさらに密にするなど、相談体制の充実を図る。			
			継続	③緊急時における被害者の安全の確保	一時保護における関係機関との連携 保護命令制度の利用		活動指標無											
			拡充	④被害者の自立支援体制の充実	各種手続で必要となる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」などを発行するほか、裁判や調停の手続など、被害者が慣れない法的手続を円滑に進めることができるよう、助言・支援等を行う。関係部署との情報共有・連携を図りながら、被害者の状況や必要に応じて、行政手続等における同行支援を行う。	男女共同参画課	・同行支援した被害者の人数	—			・3人	・5人	・5人				◎	必要に応じて、関係課に同行支援を行うことで被害者の自立に向けた生活を支援する。
					被害者の安全を確保するため、住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の住所が加害者に漏えいすることを防止する。情報の共有を進め、庁内関係課との連携を強化し、関係各課においても被害者の住所等の情報が加害者に漏えいしないよう、厳正な情報管理を行う。	市民課 男女共同参画課	・DV被害等を理由として、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、情報を守った件数(本市で支援措置申出を受理した件数。ストーカー、その他も含む)	・280件 (30年度)	・130件		・226件	・263件	・334件	◎	引き続き、全庁一体となった厳正な情報管理のもと、支援措置制度を活用し、新たな住所で生活を始めるDV被害者を支援する。			
					被害者の子どもの心身の健康を取り戻すために、民間支援団体と連携しながら、心身回復に向けた支援プログラムやイベント等を実施する。児童虐待に係る相談等に対し、電話、面接等により必要な支援を行うとともに、関係機関等への案内等を実施する。発達に何らかの遅れや問題のある被害者の子どもに対して、個々の特性に応じた発達支援を提供するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関を紹介する。教育センターにおいて、子どもの心のケアと発達に関する悩みに対応する。	男女共同参画課	・自立支援事業の子どもの参加者数	・累計延150人 (30年度)	・延27人		・延52人	・延73人 ・累計延125人	・延112人 ・累計延237人	◎	引き続き、民間支援団体や関係機関と連携し、多様な視点から被害者の子どもの心身のケアに必要な事業の充実を図る。			
					一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会など、民間支援団体との連携により協働で取り組む。日常生活において必要ときに被害者に寄り添える支援者の育成が求められることから、地域で見守ってくれる人を養成する。	男女共同参画課	・自立支援事業の参加者数	・累計延1150人 (30年度)	・延226人		・延240人	・延301人 ・累計延541人	・延305人 ・累計延846人	◎	自立支援事業の更なる充実を図るため、就労支援や専門相談など被害者のニーズを反映した事業を実施していく。被害者の身近な地域における支援者を育成するため、地域と連携しながら出前講座を実施するなど、地域におけるDVについての理解を深めていく。			
			継続	⑤関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	庁内の関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携を強化する。	男女共同参画課	・庁内の関係部署と連携して対応した相談事案の件数	・330件 (30年度)	・294件		・243件	・180件	・241件	◎	虐待・DVの事案が、複雑・多様化しており、関係機関等の更なる連携による取組の強化が求められていることから、市関係課の連携をより一層強化するとともに、「虐待・DV対策連携会議」における横断的な情報・課題共有を通して、関係機関等との連携強化を図る。			
関係機関等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、虐待等に係る関係機関等との連携を強化する。	男女共同参画課	・関係機関等と連携して対応した相談事案の件数																
17		女性に対する暴力防止啓発	新規	①セクハラ防止啓発ポスターの発行	職場におけるセクハラを防止するため、啓発ポスターを新たに作成し、民間企業や市施設等に配布・貼付する。	男女共同参画課	・作成部数 ・配布箇所	・2,000枚 ・2,000箇所	・0枚 ・0箇所	・0枚 ・0箇所	・1,115枚 ・1,115箇所	・2,584枚 ・2,584箇所	・2,100枚 ・2,100箇所	◎	効果的に企業への啓発を行うため、事業所訪問におけるワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配付等の機会を活用し、企業への啓発を効果的に挙げる。			
			新規	②性暴力・セクハラ等防止啓発事業の実施	性暴力・セクハラ等の女性に対する暴力を防止するため、男女共同参画推進週間や月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発事業に取り組む。	男女共同参画課	・展示回数	・1回	・0回	・0回	・1回	・1回	・1回	◎	女性に対するあらゆる暴力等の防止に向けて、社会動向等を捉え、周知啓発内容を随時見直ししていく。			

施策の方向7 性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	目標・実績						達成状況	特記事項 課題と今後の対応	
							活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度			28年度
18		性や健康についての学習・教育の推進	継続	①性教育サポート事業の実施				I-2-5-⑤ 再掲							
			継続	②エイズ予防啓発普及活動の実施				I-2-5-⑥ 再掲							
			継続	③性といのちの健康教育出前講座の実施				I-2-5-⑦ 再掲							
19	ライフステージや身体的特性に応じた健康支援		継続	①性差に応じた健康支援講座の実施	男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。	男女共同参画課		I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計							
			継続	②がん検診の実施	健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、すべてのがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課	【受診率】 ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・乳がん ・子宮がん ・前立腺がん	【受診率】 ・23.5% ・36.8% ・35.6% ・22.8% ・30.4% ・42.7%	【受診率】 ・18.2% ・30.8% ・28.7% ・20.2% ・20.8% ・32.5%	【受診率】 ・18.2% ・30.7% ・28.6% ・20.4% ・20.1% ・32.3%	【受診率】 ・18.7% ・32.1% ・30.0% ・21.1% ・21.3% ・34.1%	【受診率】 ・19.7% ・34.0% ・32.0% ・22.6% ・22.1% ・35.8%	【受診率】 ・17.4% ・30.0% ・27.6% ・20.0% ・20.4% ・31.7%	△ 「がん対策推進基本計画」(厚生労働省 平成24年6月策定)において、がん検診の受診率の目標値が50%とされており、本市においても受診率向上に向けた、より一層の取組が必要である。これまで託児付き検診や休日検診の実施など、受診しやすい環境の整備を進めてきたが、今後も継続して実施するとともに、罹患率が高く、受診率が低い年齢層を重点的に、郵送や電話などによる再勧奨を実施するほか、がん検診無料クーポン券の配布やかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨を行うなど、受診促進に向けた周知・啓発に取り組んでいく。	
			継続	③女性の健康力アップ事業の実施	ア:女性の健康週間イベント 女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主催する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。 イ:ピンクリボンキャンペーン 乳がんの正しい知識を普及啓発するとともに、自己触診と定期検診の大切さを理解してもらうことにより、乳がんの早期発見の促進を図るため、キャンペーンを実施する。	健康増進課	ア:女性の健康力 ・講演会の開催回数 ・参加人数 ・健康教室 ・参加人数	・1回 ・100人 ・3回 ・70人	・1回 ・90人 ・2回 ・35人	・1回 ・66人 ・3回 ・93人	・1回 ・71人 ・4回 ・122人	・1回 ・33人 ・3回 ・35人	・1回 ・79人 ・3回 ・63人	○ 女性の健康づくりを推進するため、各ライフステージにおける特有の疾病や、予防方法などについての知識をより多くの市民に普及啓発していくことが必要である。 成人女性の興味・関心が高いテーマの選定や、企業と連携を図りながら、イベントの周知や実施内容を工夫するなど、より効果的な普及啓発に取り組んでいく。	
			継続	④妊婦健康診査の実施	安心して妊娠・出産に取り組めるようにするため、妊婦健診を実施し、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども家庭課	・受診券利用率	・85.0%	・82.5%	・84.5%	・85.2%	・85.7%	・85.7%	◎ 妊娠中の健康管理を適正にできるようにしていくため、利用率の向上を図る。 今後も妊娠届出時に定期的な受診を勧奨する。	
			継続	⑤不妊に悩む人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども家庭課	・助成件数		・887件	・1,068件	・1,073件	・1,158件	・1,039件	○ 子どもを希望する多くの夫婦の特定不妊治療費と人工受精治療費にかかる経済的負担の軽減を図る。	
			継続	⑥ママパパ学級の実施					II-5-15-① 再掲						